

慎到・韓非の法思想の差異に就いて

著者	緒形 暢夫
著者別名	OGATA Nobuo
雑誌名	漢文學會々報
巻	15
ページ	20-26
発行年	1954-06-25
URL	http://doi.org/10.15068/00148037

に前表の示す通りである。此点朗詠とはやはり根本的に趣舎を異にしたものと言ふべきである。さういふ事情にあつて而も尙朗詠が23%を占めるといふ事は源語の51%に比して実質的には決して劣るものではない。

兎もあれ兩書共に文集よりの引用が極めて多い中にあつて諷諭詩對雜律及び後統集の占める割合がかくも對蹠的顯著な相違を來して居るといふ事は特に注目し値する。此の引用態度や傾向の相違は一体何を物語るか、即ちこれは朗詠は朗詠に適した和漢詩文の名句を集めたものであるに對し、源語はそれよりも諷諭・感傷・風情といふ特別の性格を加味意識して創作されたものなる事を証明するものでなければならぬ。

慎到・韓非の法思想の差異に就いて

緒形 暢 夫

史記の孟荀列伝、及び、田敬仲完世家等に依ると、慎到は、齊の宣王の頃の稷下の士で、當時の思想界の中樞的存在であつたことが知られる。彼の書は、史記には「十二論」とされ、漢書藝文志には「四十二篇」とされているが、惜しむらくは、今日その全貌に接することは出来ない。併しながら、輯本「慎子」を始めとし、荀子、莊子、韓非子等に見えている慎到の學說に対する批評は、彼の學說推究のため、重要な資料を呈示している。此等の資料を照合すると、彼は法、或いは「勢」を強調しており、少くとも、彼は法家思想の先驅者として、重要な人物であつたことが、推定出来るのである。

而して右は唯主として文集引用に於ける朗詠とのそれも専ら教化的比較によつて概説したに止まる。勿論此の外直接文集との對比、或は源語自体の内的検討によつても此事ははつきり実証する事が出来る。が茲にはそれ等は何れも割愛に従ふ事とする。

之を要するに源語「掛冠」「懸車」の典拠が秦中吟・不致仕に在る事も、文集引用に於ける朗詠との相違が諷諭詩と雜律・後統集との間に在る事も齊しく源語の風情・情趣つまり物のあはれを基調とした諷諭性乃至感傷性を立証するものなる事を結論せんとするものである。

附記、本稿は昭和二十八年度文部省科学研究費による共同研究「日本漢文學史研究」の一部をなすものである。

此の慎到に對して、戰国末期の韓の公子であつた韓非も、「韓非子」五十五篇を始めとして、史記等に見える諸資料を綜合してみると、法家の代表的人物であつたことが、明らかである。

今此の慎到の法思想と、韓非の法思想とを、比較考察してみると、前者には、民間社会の意志に添う客觀的規範が強調されている反面、その規範と、當時の統治階級の権力との結合に關して、その用意に不備な点があるといふことが見出だされる。之に對して、後者には、前者と同じく、客觀的規範が強調されているが、前者に比すると、後者には、その規範と権力との結合に關して、周到な用意があるといふことが見出だされる。

此の兩者の法思想の相違の究明から、こゝに、法家思想の成立、延いては、その展開の一端を、明らかにしてみたいと思う。

二

慎到、韓非の學說の主要素と思われるものを、検討してゆくと、先づ「勢」が挙げられる。此の「勢」に就いて考えてみると、説文には、

勢、種也。从彖夨、持亟種之、書曰、我執黍稷

と、説明されている。之に依れば「勢」は、元來、勢植（種植、作物をうえつける）の意味を有していた、と思われる。それが、勢植に當つては、最も努力を要することから、後には、力、勢位、權勢の意味に使用されるに至つた様である。即ち、

在勢者去（礼記礼運）

雖臧獲、不肯與天子易勢業（荀子主勸）

の如きがそれで、此の様な用法は、戦国時代には、既に一般化されていたのである。従つて、慎到及び韓非の使用する「勢」も「權勢」と解するのが、穩当と思われるのである。

ところで、此の「權勢」と、法思想との関連に就いて考えてみると、元來、法は強制規範という特質を持つが故に、法と「權勢」とは、密接不可分の關係に在るものであり、此の「權勢」の消長推移が、法思想の発達に、大きな影響を与えているのである。従つて、慎到、韓非の法思想の比較考察は、兩者の「勢」説の面から、行いたいと思う。

三

慎到、韓非の「勢」説に関する資料としては、先ず、韓非子難勢篇を挙げる事が出来る。此の篇は「法」なり、「勢」なりの客觀的要素を尊重する韓非が、慎到の「勢」説を引用したり、韓非自身の見解を述べたりして、人為智を尊重する賢者を駁斥し、以て「勢」や、特

に「法」の価値を、強調している篇であつて、独り、韓非の「勢」に關する説を見得るだけでなく、慎到の「勢」説をも、察し得る重要な手掛りとなるもの、と考えられるのである。

併しながら、此の篇は、その内容が極めて特殊なものであるが故に、慎到及び韓非の説に對する先人の見解も、決して一致しているとは言えない。即ち、王振先氏は、

謂法雖賴強制力以施行、而不專恃勢位、凡尊重勢位者、非法治精神也、……韓非對於此点、區別尤明……

「韓非子難勢篇、慎子曰、堯爲匹夫、不能治三人、而桀爲天子、能亂天下、吾以此知勢位之足恃、而賢智之不足慕也、韓非子難之曰、夫勢者非能必使賢者用己、而不肖者不用己也、賢者用之、則天下治、不肖者用之、則天下亂、人之情性、賢者寡而不肖者衆、而以威勢濟亂世之不肖人、則是以勢亂天下者多矣、以勢治天下者寡矣、……夫勢者名一而變無數者也、勢必於自然、則無爲言於勢矣、……今日、堯舜得勢而治、桀紂得勢而亂、吾非以堯舜爲不然也、雖然、非一人之所得設也、夫堯舜生而在上位、雖有十桀紂、不能亂者則勢治也、桀紂亦生而在上位、雖有十堯舜、而亦不能治者則勢亂也、……此自然之勢也、非人之所得設也、若吾之言、謂人之所得設也、」

……韓非子謂勢爲出於自然、非人之所得設、謂法爲人之所得設、（中國古代法理學 三十五頁）

と、述べているのによつても明らかな様に、慎到を以て、賢者を輕視し、自然のまゝに在る「權勢」のみを尊重するものとするのに對して、韓非を以て、韓非は、慎到と同じく賢者を輕視するものではあるが、その論は、慎到の説を反駁し「人為の勢」即ち法を尊重するものであると、見做しているのである（また、梁啓超氏も、「先秦政治思想史」二三三四頁に於て、王氏と同様の見解を述べている。）かゝる見解に對して、郭沫若氏、杜守素氏等は、別の見解を取つている。即ち

郭沫若氏は、

難勢篇の結構分爲三大段、主要是對於慎到學說即貴「勢」の一辯一答、而韓非是擁護慎到的、第一段引慎子學說、

「慎子曰——(難勢篇冒頭の慎到の貴勢説)——」

這是辯難的公案、第二段、「應慎子曰」以下是对慎子的言論、便是所謂「難」大意是說勢固然必要、但須有賢者垂之則天下治、如以不肖者垂之則天下反亂、不能够「釋賢而專任勢」、故「以國爲軍、以勢爲馬、以勢號令爲轡、以刑罰爲鞭策、使堯舜御之則天下治、桀紂御之則天下亂」這是儒家式的主張、或許也就是韓非所假託的口氣、但這決不是韓非自己的主張、我們再看第三段「復應之曰」以下便明如觀火、「復應之曰」的一段、開首是「其人以勢爲足恃以治官、客曰必待賢乃治、則不然矣、」結尾是「奚可以難夫道理之言乎哉、客議未及此論也」中間便是對於「客議」的駁斥、從全篇的文字結構上看來、毫無疑問地所謂「其人」是指慎到、「客」是指「應慎子曰」的人、「復應之曰」的「之」也就是指的這個「客」、「復應之曰」以下才是韓非自己的主張、他是極力在替慎到辯護、而對於尚賢的見解如以駁斥的

(「十批判書」三六〇頁)

と、述べているのである。

これによると、先ず、難勢篇を以て慎到、客、韓非の三者の説で構成されているとし、かつ、此の篇の趣旨は、慎到の「勢」尊重に対して、客が反駁し、而して、韓非は客説を反駁し、以て、慎到を弁護している、とされているのである(また、杜守素氏等及び太田方氏も、同様の見解である。)

今、此の様に對立している見解に就いて、考えてみると、前者、即ち王振先氏等の説は、慎到の思想と韓非の思想とは、相違があることを、明らかに示している点に、長所が見られるのである。が、たゞ、難勢篇の末尾に、韓非が「奚可以難夫道理之言乎哉、」と、述べていることから、韓非の説は、必ずしも慎到の説を反駁してはいない、

とする点に於て、矛盾を來たしている。また後者、即ち郭沫若氏等の説は、難勢篇は三者の説で構成されているとした点、及び慎到と韓非との説は、必ずしも相反するものではない、ということを指摘した点に、長所が見られるのである。が、慎到の説を韓非が支持したとする見解から、竟に、難勢篇の冒頭で慎到が、勢を以て「勢位」或いは単に「權勢」と、表現しているのを、直ちに、韓非の言う「人為の勢」と同じものと見做すという飛躍を侵しているのである。

然らば、王氏等と郭氏等とは、如何なる理由に依つて、かゝる相違を來たしたのであるうか。また、如何なる理由に依つて、前者は矛盾し、後者は飛躍したのであるうか。

私は、此の兩氏等の理解に、くい違いの生じた理由を、それは韓非の挙げてゐる「自然の勢」・「人為の勢」及び、特に「慎到の言う勢」の解明の不備に在る、と考へるものである。思うに、韓非の所謂「自然の勢」とは、客人の考へている「權勢」であつて、客は法の存在を輕視するが故に、「權勢」は法の上位にある、と考へたものである。また、韓非の所謂「人為の勢」とは、彼の考へている「權勢」であつて、韓非は法を重視するが故に、「權勢」は法より低位にある、と目したものである。もう一つの「慎到の言う勢」は、「自然の勢」から「人為の勢」に移行せんとする、言わば「中間の勢」である。

右に依れば「慎到の言う勢」には、特殊な意義があるのであつて、客人の如く、法を考慮しない立場に立つた者には、「自然の勢」と解され、韓非の如く、法施行を前提とする立場に立つた者には、「人為の勢」と解されるものである。従つて、難勢篇に於ける韓非の立場は、慎到の説を難じたものでもなければ、慎到の説の眞を捉へて弁護したのでもない。同時に、難勢篇の客の説は、慎到が法を考慮していたことを無視した点で、完全な論議とは言えないのである。つまるところ、「慎到の言う勢」の意義の特殊性が、後人をして、或いは之を直ちに

「自然の勢」と見做さしめたり、或いは之を「人為の勢」と見做さしめたりするような誤りを、侵さしめる因をなしている、と思われるのである。

然らば、何故、慎到なり、韓非なりの言う「勢」には、上述の様な區別があるのであろうか。此の点に就いて、考えてみたいと思う。

四

それには、慎到、韓非の学説に関する前掲の文献、或いは、両者の居つた齊なり、韓なりの社会経済の検討を中心として、考察すべきであらう。

先ず、齊の社会経済を見ると、齊の地は、山海を帯び、陸海の産物に富み、商業経済が発達する条件を、十分具えていたこと、が知られる。即ち、

區區之齊、在海濱、通貨積財、富國強兵、與俗同好惡、(史記管晏列伝) 齊帶山海、膏壤千里、宜桑麻、人民多文采布帛、…、(同右貨殖列伝) の如き記事は、齊の経済的特色を物語っているものである。

振り返つて、春秋時代から、戦国時代にかけての一般的経済状態を見ると、土地制度に於ては、

普天之下、莫非王土、率土之濱、莫非王臣、(詩經小雅北山)

兩我公田、遂及我私、(同右大甲)

古者三百步爲里、名曰井田、井田者九百畝、公田居一、(宣十五穀梁伝) 子以姬氏妻之、而與之邑、(襄二十一左伝)

鄭伯賞入陳之功、三月申寅朔、享子展、賜之先路三命之服、先八

邑、賜子產次路再命之服、先六邑、子產辭邑、…、公固予之、乃受三

邑、(襄二十六左伝)

(此の外の例は、註(1)参照)

の如き例に依つて分る様に、周初には、土地公有制度、並びに、その觀念が確立していたのであるが、時代が下ると共に、人口の増加、相

次ぐ戦亂等の理由に依り、土地の移動が盛んになつたのである。此等の結果として、春秋末には、周初の俸は薄れ、土地制度は混亂し、それと關連して、封建道徳も頽廢し、次第に戦国時代への推移を辿ることになつたのである。此の間の事情を詳説することは、本論の直接目的ではないので一應制愛するが、ただ兵賦の制度の推移によつて春秋末期の土地所有の状態を窺う一例をあげてみるならば、

鄭子產作丘賦、(昭四左伝)

の如き記事(註(2)参照)や、

季孫欲以田賦、(哀十一左伝)

の如き記事に見るように春秋末に近づくに従つて、貧富の差、あるいは、土地の廣狭の差に着眼する兵賦の制度が、施行されたことがわかる。このことから推すと、少くとも春秋末期には、社會各層にわたつて、個人の能力差に依る貧富の差や、所有する土地の廣狭の差が増大したことが知られ、同時に、自由競争の勢が、醸成されていたことが、察せられると思う。

次に、貨幣の流通状態を見ると、春秋時代には、各国間の交際等に、物質を贈る例は見えても、金錢を以てする例は、殆んど見えない。また、比較的早く貨幣の発達を見たと思われる齊でも、民間に於ては、局地的にその流通があつたことは、想像されるが、広範圍の流通は遅々たるものであつた、と考えられる。その間の事情は、即ち、

蔡昭侯爲兩佩與兩裘、以如楚、獻一佩一裘於昭王、(定三左伝)

楚公子棄疾、如晉報韓子也、過鄭、…、以其乘馬八匹、私面見子皮

如上卿、以馬六匹、見子產以馬四匹、見子大叔以馬二匹、(昭六左伝)

陳氏(齊)…、以家量貸、而以公量收之、(昭三左伝)

(此の外の例は、註(3)参照)

の如き例に依つて、窺うことが出来る。然るに、戦国時代に入ると、齊を始めとして全国的に金錢を使用することが、顕著になつたのであ

る。その例を求めると、

孟嘗君就國於薛、未至百里、民扶老攜幼、迎君道中、孟嘗君顧謂馮諼、孟嘗君予車五十乘金五百金、(戰國策齊閔王下)

陳臻問曰、前日於齊王餽兼金一百、而不受、於宋餽七十鎰、而受、於薛餽五十鎰、而受、(孟子公孫丑下)

魏王懼、恐其謀代魏也、告公孫衍、公孫衍曰、王與臣百金、臣請敗之、(戰國策魏襄王)

張譴相韓、病將死、公乘無正、懷三十金、而問其疾、(韓非子說林上)の如きは、諸書に数多く見えている事例で、此の様な状態は、之を春秋時代に比べると、全くその様相を一変しているのである。

以上の如き、土地制度の推移、貨幣の流通状態の相違という観点からしても、戦国時代は春秋時代に比べて、その社会経済の趣を異にし資本主義的経済の様相を呈して来たことが、知られるのである。と同時に、商工業の発達条件を具備していた齊は、戦国時代に入つて、異常な商業の発達を開始したことが、考えられるのである。

元来、商品経済が次第に広く、活発に行われる様になると、交換を媒介として、中間利潤を収める商人階級が発達するのは、齊に陶朱公、刁間等の素封家が、輩出したのにも分명한様に、自然の理である。かゝる商人は、政治的には、地位は低くても、利潤を蓄積して巨富を擁したが故に、政治上の権力者といえども、一日を置かざるを得なかつたのである。このことは、史記の貨殖列伝、その他の列伝に依つて、明らかである。また、此の様な商業経済の発達は、社会一般に變動を生ぜしめることが必至であつて、その結果としては、商賈を中心とした民間に於て、旧来の封建的身分的關係を、脱せんとする主張が、彼等の意志を反映させた客観的な新法の確立に托して生ずることも、不可避のことであつた。

さて、齊、特に慎到の頃の齊を見ると、民間社会の意志が、強化さ

れていたことは、慎到が、

法之所加、各以其分、(慎子君人)

今一免走、百人逐之、非一免足爲百人分也由未定、由未定、堯且屈力、而況衆人乎、積免滿市、行者不顧、非不欲免也、分已定矣、分已定、人雖鄙不爭、故治天下及國、在乎定分而已矣(樊豐覽慎勢引)と言つて、分を定めることに依り、個人の自主性を確立せんとする社会の意志を、その学説に反映させるに至つてゐることに依つても、分るのである。

此の様に、商業発達に伴う社会の意志の強化は、齊に於て之を考へることが出来るが、それと同時に、上述の如く、慎到の時代は、社会経済の過渡期なので、依然として封建領主階級の力が、民間社会の力に勝る面があつて、その様な傾向は、齊にも残存していたことが考へられる。即ち、

潛王奮二世之餘烈、南舉楚淮、北並巨宋苞十二國、西摧三晉、郤強秦、五國賓從、鄒魯之君、泗上諸侯、皆入臣、矜功不休、百姓不堪、諸儒諫不從、各分散、慎到接子亡去、(塩鉄論論儒)

の如き例は、その一端を明示している。

此の様な社会状態を背景とし、而も上下の中間の立場、即ち實際政治に与らなかつた稷下の処士の慎到(註4)は、領主階級と新興階級(商人)を中心とした社会、この兩者の意志を併せ尊重することを、考慮したものと思われる。即ち、荀子には

尚法而無法、下脩而好作、王念孫曰、下脩當作不循、上則取聽於上、下則取從於下、(非十二子)

慎子有見於後、無見於先、有後而無先、則羣衆無門、(天論)の如き批評が見えるが、更に、明の慎懋賞の校本慎子にも、

礼從俗、政從上(内篇)

の如き説がある。かゝる批評や、乃至は、慎到の所説などよりする

と、彼は「従上従俗」の態度を取つていた、と考えられる。此の態度は、見方を換えれば、所謂老莊思想の「自然に從う」態度に通ずるものであり、莊子天下篇の「是故慎到棄知去己、而緣不得已、冷汰於物、以爲道理、」という批評と、相表裏するものである。

蓋し、此の様な「従上従俗」の立場は、「權勢」と社会の規範との結合に就いては、消極的であつて、そこに作られる法は、実際には、施行困難の性格を有するものである。従つて彼は、莊周に、「自然に從う。」と評されたり、荀卿に、「偶然として帰宿なし。」と批難されているのである。此の様な次第で、彼の思想は、あくまで、法施行以前の立場に立つての思想であつたと、言うことが出来るのである。

慎到に対する韓非は、彼も亦慎到と同様に、商業發達の社会を背景とするが、その背景は、春秋時代から既に商人がある勢力を有していた土地であり(註5)、加うるに、戦国末の極めて變動した社会であつたために、「従俗の法」という法思想は、国内の上下に深く浸透していたことが、考えられる。而も、韓非は韓の公子で、自国の急を打開せんとする立場に立つており、従つて、右の背景と相俟つて、法を統一し施行する、ということ在意図するのは、必然である。そこで、彼の思想は、慎到と同様に、従俗の法を唱えることは勿論、更に慎到の思想を前進させ、

法者、憲令著於官府、(韓非子定法)

法者、編著之於圖籍、設之於官府、(同右難三)

の如く、法施行を前提としての思想となつた、と言えるのである。

以上の比較考察に依れば、慎到と韓非との間には、法確立以前の思想と、法確立を前提とする思想、という差違が、見出だされてくるのである。元來、法律未定以前にあつては、「權勢」は無限であるが、法確定以後は、「君權」は法に比して、低位に置かれるものである。このことは、

令尊於君、(管子法法)

君臣上下貴賤、皆從法、(同右任法)

法度道術、所以禁君、(尹文子上義)

不急法之外、不緩法之内、(韓非子大體)

の如き諸説を見れば、十分明らかになるであろう。従つて慎到が、法に比して「權勢」を重視するのは、自然のことであり、韓非が「權勢」に比して、法を重視するのも、亦、自然のことであり、そこで、一旦之を賢者と比較せんとした場合には、難勢篇に見える如く、夫々の第一義とする「權勢」なり、法なりを以て、之に臨む様になる。たゞ此の場合、慎到の考えている「勢」は、法を考慮しない立場からの「自然の勢」でもなく、韓非のいう法施行下の「人為の勢」でもなく、「自然の勢」から「人為の勢」へ、移行せんとする、言わば「中間の勢」である、と察せられる。

五

以上述べたことを換言し、且つ要約すると、慎到・韓非の「勢」説は、その背景が、社会経済の過渡期と自由商業的経済の發達期との相違を、持つていることから、「權勢」を第一義とするか否かの相違を生じたものであり、此のことは、やがて、両者に初期的法家思想と、前進展開せる法家思想との開きを、生ぜしめたのである。

此の様に、私は、此の二つの相違せる学説には、その学説の背景として、夫々の経済基盤が、密接な關係を持つていることを、信ずるものであつて、此のことは、一般に、法家思想の成立展開にあつては、これが背景をなす社会経済の變動推移が、極めて大きな影響を有つていることを、忽せに出来ない、と信ずるものである。

(註)

(1) 宋左師請賞、曰請免死之邑、公與之邑六十、(襄二十七左伝)

子産爲政、有事伯石、賂與之邑、(襄三十左伝)

晉侯嘉焉、授之以策曰、子豈有勞於晉國、余聞而弗志、賜女州田、以
昨乃舊勳、(昭三左伝)

春、伐邾伐莒、邾人愛其土、故略之以瀆沂之田、(哀二左伝)

子木暴虐於其私邑、(哀十六左伝)

宋皇瑗之子驟、有友曰田丙、而奪其兄鄒般邑、以與之、(哀十八左伝)

(以下略)

(2) 周礼九夫爲井、四井爲邑、四邑爲丘、四丘爲甸計之法、而以丘計、
古以家出賦、家有上中下三等之別、設丘邑之内、上家多則所出偏優、
下家多則所出偏困、惟以甸計之合五百二十家計之、則國內所出、亦略
均矣、邾國強族既多、各護其邑、容有上家反出少、下家反出多者、其
不均則益甚矣、惟限以丘計、則檢察易精、而下家不至重困、(昭四左氏

會箋)

(3) 鄭子皮將以幣行、子産曰、衷焉用幣、用幣必百兩、(昭十左伝)

夏齊侯將納公、命無受魯貨、申豐從女賈、以幣錦二兩、縛一如瑱而適

齊師、謂子猶之人高齡、能貨子猶、爲高氏後、粟五千庾、高齡以錦示

子猶、子猶欲之、鬪曰、魯人買之、百兩一布、以道不通、先入幣財、
(昭二十六左伝)

(以下略)

(4) 宣王喜文學遊說之士、自如騶衍、淳于髡、田駢、接子、慎到、環淵之
徒七十六人、皆賜列第、爲上大夫、不治而議論、(史記田齊世家)

(5) 拙稿「商鞅、韓非の社会觀を通して見たる法家の二大流」(諸橋轍次

先生古稀祝賀記念論文集) 参照

対句中に於ける語の情緒的価値

——詩人玉屑唐人句法を中心とする一考察——

谷川英則

一般に語は指示・喚情の両機能を持ち、理智的価値と情緒的価値とを併有する。従つてその考察も亦この両面に互つてなさるべきであるが、語本来の機能が社会的約束に基づく指示を主とする為に、前者に比し後者の重要性に就いては從來述べられること極めて稀である。注1小論はその点に就き、所謂「言語を素材とする芸術の科」としての文学に在つて、特に後者の比重の大なるべき詩を採り上げて、考察を運らさうとするものである。一見甚だ幼稚に似たこの問題は、実は極めて複雑であり、決して単純な抽象論や、形の上の公式論で、解決できるものではない。その追究には、老大な資料と、それを支へるに足る完全な方法が必要であり、そこには当然多くの困難が予想され

る。従つてここには、その大きな研究領域へのささやかな立脚点を求めることだけに終るのを覚悟の上で、唐詩中、特に詩的な部分である対句に含まれる語の価値分析を試みようと思ふ。そこで、先ず材質の統一の為に、詩人玉屑卷三唐人句法中より例を取り、その中に用ひられた用言的実質語の情的機能上の関聯を考へてみることにする。資料として詩人玉屑を選んだ理由は、それが宋代に於ける詩評の蒐集として不可の無いもの、と見做しうると同時に、又ごく手近かでもあつたからである。編者魏慶之がどの様な規準でこれらの句を集めたかは遽かには知り得ないが、朝会・宮掖・懷古・送別・地名・人名・写景……と言つた項目下に、五言の対句八・七言の